

脱炭素化取組促進に向けたガイドブック（仮）作成支援業務委託 募集要領

1 プロポーザルに付する事項

(1) 件名

脱炭素化取組促進に向けたガイドブック（仮）作成支援業務委託

(2) 履行場所

環境局地球環境推進室 他

(3) 履行期間

契約締結日～令和4年3月24日

(4) 業務概要

ア 業務目的

本市においては、令和2年2月に2050年の温室効果ガス排出実質ゼロを表明し、同年11月には脱炭素社会の実現に向け、脱炭素戦略「かわさきカーボンゼロチャレンジ2050」を策定した。これを踏まえ、令和3年度中に川崎市地球温暖化対策推進基本計画を改定し、新たな計画を策定することとしている。

脱炭素社会の実現は、行政単独の施策でできるものではなく、あらゆる主体が一丸となって取組を加速化させることが極めて重要であるが、中小企業は大企業ほど脱炭素化の取組が進んでいないのが現状であり、中小企業の行動変容を引き起こしていくことが重要である。また、そのためには、グリーン投資の加速化など、金融機関による中小企業の取組支援の促進が必要不可欠である。

本事業では、市内中小企業が環境に配慮した経営を実践するよう、脱炭素化への理解向上、意識醸成、取組促進を目的とし、本市と金融機関が連携して支援する媒体として、ガイドブックの作成を検討する。

イ 業務概要

(ア) 検討会運営支援

(イ) ガイドブック作成支援

ウ 委託金額の上限

総額 3,014,795 円（消費税相当額含む）

2 プロポーザル参加資格

このプロポーザルに参加を希望する事業者は、次の条件を全て満たす必要があります。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 評価委員会実施時（令和3年8月）に、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「99 その他」種目「99 その他」で登録されていること。
- (4) 過去5年間で、川崎市及び他官庁並びに民間のいずれかにおいて本業務に類似する業務等の契約実績を有すること。

3 契約締結までのスケジュール（予定）

項目	月日
募集開始	7月16日（金）
参加意向申出書の提出期限	7月28日（水）午後5時 <u>必着</u>
参加資格確認結果の通知	7月30日（金）
質問書の提出期限	8月 3日（火）午後3時 <u>必着</u>
質問回答	8月 5日（木）
企画提案書の提出期限	8月23日（月）午後3時 <u>必着</u>
評価委員会の開催	8月27日（金）
契約締結	9月上旬

4 実施事務手順

(1) 参加意向申出書の配布及び提出

このプロポーザルに参加を希望する場合は、次により参加意向申出書（様式1）及び本業務に類似する業務等の契約実績を証する書類を提出してください。

ア 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市環境局地球環境推進室（第3庁舎17階）
担当：今井、佐藤
午前9時～午後5時（閉庁日及び正午～午後1時を除く）
電話 044-200-2169（直通）
FAX 044-200-3921
電子メール 30tisui@city.kawasaki.jp

参加意向申出書（様式1）は上記窓口で配布するほか、川崎市ホームページからのダウンロードも可能です。なお、本業務に類似する業務等の契約実績を証する書類については、様式の定めはありません。

イ 配布期間

令和3年7月16日（金）～令和3年7月28日（水）

ウ 提出方法

持参または郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法に限る）

エ 提出期限

令和3年7月28日（水）午後5時

ただし、郵送の場合は令和3年7月28日（水）午後5時**必着**とします。

※7月28日（水）午後5時を過ぎて提出されたものについては、受け付けません。

(2) 提案資格確認結果通知書の交付

参加意向申出書（様式1）を提出した者には、令和3年7月30日（金）までに提案資格確認結果通知書を電子メールにて送付します。ただし、電子メールアドレスを登録していない場合は、川崎市環境局地球環境推進室窓口まで直接受け取りに来るようお願いいたします。（窓口については上記「4(1)ア」参照）

(3) 質問の受付

委託内容等に関する質問を受け付けます。

ア 質問方法

質問書（様式2）を川崎市環境局地球環境推進室まで持参または電子メールにて提出してください。地球環境推進室の電子メールアドレスや担当者は、上記「4(1)ア」に記載のとおりです。

※電話、FAXによる質問は受け付けません。

イ 受付期間

令和3年7月30日（金）～令和3年8月3日（火）午後3時

※受付期間を過ぎた質問については回答しませんのでご注意ください。

ウ 回答方法

令和3年8月5日（木）までに、全社に電子メールにて回答を送付します。ただし、電子メールアドレスを登録していない場合は、川崎市環境局地球環境推進室窓口まで直接受け取りに来るようお願いいたします。（窓口については上記「4(1)ア」参照）

(4) 企画提案書等の提出

企画提案書、見積書、業務実績及び担当者の経験等を示す書類を次のとおり提出してください。

ア 提出書類

(7) 企画提案書

- ・書式は任意とする。
- ・大きさ及び枚数は、A4サイズで、片面14枚以内（表紙は含まず）とする。
- ・部数は、正1部と副9部の計10部を提出すること。
（正のみ社名を記載し、副には社名を記載しないこと。）

(イ) 企画提案内容

- ・当該事業に対する企画提案者の考え方、取組の基本姿勢及び基本方針
- ・検討会の実施内容
- ・活発な議論を展開させるための方策
- ・企業の脱炭素化に対する理解向上、意識醸成、取組促進に繋がる魅力的且つ効果的なガイドブックとするための企画・構成アイデア
- ・本業務を効果的に実施するためのアイデア・手法等
- ・事業スケジュール
- ・業務全般の実施体制
- ・その他提案者が必要と認める事項

(ロ) 見積書

- ・書式は任意とする。
- ・見積額とその積算の根拠を示すこと。
- ・大きさ及び枚数は、A4サイズで、枚数は任意とする。
- ・部数は、正1部と副9部の計10部を提出すること。
(正のみ社名を記載し、副には社名を記載しないこと。)

(ハ) 業務実績及び担当者の経験等を示す書類

- ・書式は任意とする。
- ・大きさ及び枚数は、A4サイズで、枚数は任意とする。
- ・部数は、正1部と副9部の計10部を提出すること。
(正のみ社名を記載し、副には社名を記載しないこと。)

イ 提出方法

川崎市環境局地球環境推進室窓口を持参または郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法に限る）してください。（窓口については上記「4(1)ア」参照）

ウ 提出期限

令和3年8月23日（月）午後3時

ただし、郵送の場合は令和3年8月23日（月）午後3時**必着**とします。

※令和3年8月23日（月）午後3時を過ぎて提出されたものについては、受け付けません。

(5) 評価委員会の開催

脱炭素化取組促進に向けたガイドブック（仮）作成支援業務委託に係る企画提案書評価委員会（以下「評価委員会」という。）において、次の「評価項目・配点」に基づき、提案内容の審査及び評価を行い、受託者を特定します。評価委員会では、企画提案書を使用し、持ち時間15分間でプレゼンテーションを行っていただき、その後5分間の質疑を行います。

ア 開催日時・場所

(ア) 日時 令和3年8月27日(金)の発注者が指定する時間

(イ) 場所 発注者が指定する場所

イ 評価項目・配点

評価区分	評価項目	評価の着眼点	配点
企画提案	①目的等の理解度	本業務の目的を理解し、本市の方向性と合致した提案であるか	5
	②検討会運営支援	活発な議論を展開させるための具体的且つ魅力的な提案が示されているか	15
	③企画力	本業務の目的達成に向けた、創意工夫を凝らした魅力的且つ具体的な提案が示されているか	15
	④実現性	現実的なスケジュールに基づく実現性の高い提案となっているか	15
	⑤積極性	業務に対して意欲的に取り組む姿勢があるか	10
実施体制等	⑥専門的知識	本業務の遂行にあたり、魅力的な知見等を有しているか	10
	⑦人員配置	安定かつ確実に業務を遂行できる人員配置となっているか	5
見積	⑧企画内容と見積書の整合性	提案内容と見積額とのバランスは取れているか	5

評価項目ごとに5点満点とし、絶対評価による客観的採点を行います。

採点結果のうち、評価項目②、③及び④は3倍、評価項目⑤及び⑥は2倍にして計算します。

ウ 順位の決定方法

各評価委員の採点を集計し、合計点により順位を決定します。基準点を満点の6割以上とし、基準点を超えた提案者について適正と判断します。なお、同点の企画提案が複数あった場合には、次の選考により順位を決定します。

(ア) 評価項目②、③及び④の合計点が最も高い事業者

(イ) (ア)に該当する事業者が複数ある場合、評価項目⑤及び⑥の合計点が最も高い事業者

(ウ) (イ)に該当する事業者が複数ある場合、評価項目①及び⑦の合計点が最も高い事業者

上記により選考が難しい場合は、協議により順位を決定します。

(6) 審査結果の通知

評価委員会における審査結果を電子メールにてお知らせします。ただし、電子メールアドレスを登録していない場合は、川崎市環境局地球環境推進室窓口まで直接受け取りに来るようお願いいたします。(窓口については上記「4(1)ア」参照)

(7) 契約締結

評価委員会において受託者として特定された者と、本業務にかかる契約締結の協議を行い、契約を締結します。なお、受託者は契約書を作成する必要があります。

契約保証金は、免除とします。

5 その他

(1) 提出書類の変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

(2) 応募の辞退

参加資格確認結果通知書交付後に、応募を辞退することになった場合には、辞退届（様式3）を令和3年8月23日（月）午後3時までに川崎市環境局地球環境推進室窓口に持参または郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法に限る）してください。（窓口については上記「4(1)ア」参照）

ただし、郵送の場合は令和3年8月23日（月）午後3時**必着**とします。

(3) 虚偽の記載をした場合

提出書類に虚偽の記載があった場合には、失格とします。

(4) 提出書類の取扱い

提出書類は理由の如何を問わず返却しません。

(5) 費用負担

応募に関して必要となる費用は応募者の負担とします。

(6) その他

ア 川崎市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがあります。

イ 応募が1社の場合でも評価委員会を開催し、受託者としての適否を判断します。

ウ 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

エ 当該入札に関しては、事情により入札を取りやめる場合があります。

6 各種書類提出先・問い合わせ先

担当 : 川崎市環境局地球環境推進室 今井、佐藤

住所 : 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地（川崎市役所第3庁舎17階）

電話 : 044-200-2169

FAX : 044-200-3921

メール : 30tisui@city.kawasaki.jp